

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
商工労働部 北大阪高等職業 技術専門学校	<p>大阪府技術専門学校等生徒災害見舞金支給要綱第8条では、災害見舞金は支給理由の発生した場合には速やかに支給するものとされているが、災害見舞金請求書の提出があつたにもかかわらず、これを放置していたことから、請求書の受理から支払日まで長期間経過しているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="531 594 1451 940"> <thead> <tr> <th>請求日</th> <th>支払日</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年6月26日</td> <td>平成28年2月26日</td> <td>7,460円</td> </tr> <tr> <td>平成27年7月1日</td> <td>平成28年3月2日</td> <td>1,720円</td> </tr> <tr> <td>平成27年7月27日</td> <td>平成28年2月18日</td> <td>5,740円</td> </tr> <tr> <td>平成27年8月21日</td> <td>平成28年2月25日</td> <td>2,310円</td> </tr> <tr> <td>平成27年8月24日</td> <td>平成28年2月23日</td> <td>1,570円</td> </tr> </tbody> </table>	請求日	支払日	金額	平成27年6月26日	平成28年2月26日	7,460円	平成27年7月1日	平成28年3月2日	1,720円	平成27年7月27日	平成28年2月18日	5,740円	平成27年8月21日	平成28年2月25日	2,310円	平成27年8月24日	平成28年2月23日	1,570円	<p>今後は大阪府技術専門学校等生徒災害見舞金支給要綱を十分理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府技術専門学校等生徒災害見舞金支給要綱】 第8条 災害見舞金は支給理由の発生した場合には速やかに支給するものとする。 第11条 技術専門学校等の長は災害見舞金の請求書類の提出があつたときは、これを審査し、災害見舞金支給の可否並びに災害見舞金額を決定し、所定の支払手続をとらなければならない。</p> </div>	<p>今回の監査において是正を求められた事項については、「生徒災害見舞金支給要綱」等関係規定を理解し、適正に事務処理を行うよう課内職員に周知徹底を行った。</p> <p>また、訓練生の災害発生に伴う見舞金支給事務処理の進捗状況について、進行管理表により、課内で情報を共有し、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>
請求日	支払日	金額																			
平成27年6月26日	平成28年2月26日	7,460円																			
平成27年7月1日	平成28年3月2日	1,720円																			
平成27年7月27日	平成28年2月18日	5,740円																			
平成27年8月21日	平成28年2月25日	2,310円																			
平成27年8月24日	平成28年2月23日	1,570円																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月19日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
家畜保健衛生所	<p>BSE検査牛の焼却処分をするために、単価契約により年間を通じて灯油を購入しているが、前年度の購入実績を考慮すれば、一般競争入札により購入すべきであったのに、年度当初に購入予定額を低く見積もり（700,000円）、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づく随意契約としていた。</p> <p>【購入実績】</p> <table border="1" data-bbox="602 667 1400 863"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>購入量</th> <th>購入総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>22,790 L</td> <td>1,722,250円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>32,660 L</td> <td>3,258,810円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	購入量	購入総額	平成27年度	22,790 L	1,722,250円	平成26年度	32,660 L	3,258,810円	<p>財務関係法令を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の締結) 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>【地方自治法施行令】 (随意契約) 第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>別表第五（第167条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="1596 1346 2226 1423"> <tbody> <tr> <td>二 財産の買入れ</td> <td>都道府県及び指定都市 百六十万円</td> </tr> </tbody> </table>	二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 百六十万円	<p>今後は購入予定額を算出する際には市場価格の推移や処理頭数の動向を見据えながら精査を行い、160万円を超える見込みの場合には、一般競争入札にて調達を行うよう是正する。</p>
年度	購入量	購入総額												
平成27年度	22,790 L	1,722,250円												
平成26年度	32,660 L	3,258,810円												
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 百六十万円													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																				
中之島図書館	<p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条によれば、契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるとされているが、支払遅延が8件あった。</p> <table border="1" data-bbox="439 541 1641 1003"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>契約金額</th> <th>請求年月日</th> <th>支払年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用電気工作物保安管理業務委託</td> <td>298,080円</td> <td>平成28年4月1日</td> <td>平成28年4月22日</td> </tr> <tr> <td>ガスヒーポン保守点検業務委託</td> <td>42,120円</td> <td>平成28年4月1日</td> <td>平成28年4月22日</td> </tr> <tr> <td>空調設備保守点検業務委託</td> <td>307,800円</td> <td>平成27年11月30日</td> <td>平成27年12月18日</td> </tr> <tr> <td>トイレ節水装置保守点検業務</td> <td>28,080円</td> <td>平成28年4月1日</td> <td>平成28年4月22日</td> </tr> <tr> <td>ボイラーばい煙測定業務</td> <td>39,960円</td> <td>平成28年3月31日</td> <td>平成28年4月20日</td> </tr> <tr> <td>書籍及び書架・絵画移設作業委託</td> <td>986,170円</td> <td>平成28年3月31日</td> <td>平成28年4月25日</td> </tr> <tr> <td>美術品運搬業務</td> <td>235,684円</td> <td>平成28年3月31日</td> <td>平成28年4月25日</td> </tr> <tr> <td>飛散防止フィルム貼付及び展示ケース固定等業務</td> <td>614,304円</td> <td>平成28年3月29日</td> <td>平成28年4月25日</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日	自家用電気工作物保安管理業務委託	298,080円	平成28年4月1日	平成28年4月22日	ガスヒーポン保守点検業務委託	42,120円	平成28年4月1日	平成28年4月22日	空調設備保守点検業務委託	307,800円	平成27年11月30日	平成27年12月18日	トイレ節水装置保守点検業務	28,080円	平成28年4月1日	平成28年4月22日	ボイラーばい煙測定業務	39,960円	平成28年3月31日	平成28年4月20日	書籍及び書架・絵画移設作業委託	986,170円	平成28年3月31日	平成28年4月25日	美術品運搬業務	235,684円	平成28年3月31日	平成28年4月25日	飛散防止フィルム貼付及び展示ケース固定等業務	614,304円	平成28年3月29日	平成28年4月25日	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 (定をしなかった場合) 第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国在支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたものとみなす。(以下略)</p>	<p>担当部門内で、監査の指摘事項の内容と今後の適正な事務処理について周知徹底した。 今後は適正な事務処理を行う。</p>
契約内容	契約金額	請求年月日	支払年月日																																				
自家用電気工作物保安管理業務委託	298,080円	平成28年4月1日	平成28年4月22日																																				
ガスヒーポン保守点検業務委託	42,120円	平成28年4月1日	平成28年4月22日																																				
空調設備保守点検業務委託	307,800円	平成27年11月30日	平成27年12月18日																																				
トイレ節水装置保守点検業務	28,080円	平成28年4月1日	平成28年4月22日																																				
ボイラーばい煙測定業務	39,960円	平成28年3月31日	平成28年4月20日																																				
書籍及び書架・絵画移設作業委託	986,170円	平成28年3月31日	平成28年4月25日																																				
美術品運搬業務	235,684円	平成28年3月31日	平成28年4月25日																																				
飛散防止フィルム貼付及び展示ケース固定等業務	614,304円	平成28年3月29日	平成28年4月25日																																				

監査（検査）実施年月日（事務局：平成28年10月26日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
花園高等学校	<p>地方自治法施行令第150条第1項第3号によれば、目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとされているが、一般廃棄物のみの処分である臨時塵芥処分（140,400円）については、本来、役務費で支出するところを委託料で支出していた。</p> <p>【支出科目（誤）】 (款) 教育費 (項) 高等学校費 (目) 学校管理 (節) 委託料</p> <p>【支出科目（正）】 (款) 教育費 (項) 高等学校費 (目) 学校管理費 (節) 役務費</p>	<p>今後は歳出予算科目を十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (予算の執行及び事故繰越し) 第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。</p> <p>【会計事務マニュアル】 1 節別の事例 役務費 役務費は、人的サービスの提供に対して支払われる経費です。</p> <p>【節の説明】 手数料 ・ 特定の個人等から役務の提供を受けたことに対して支払う経費 ・ 証紙売りさばき手数料、鑑定・試験・検査手数料、各種証明手数料、クリーニング代、ゴミ処理料等※ 【事例 一般廃棄物処理手数料】</p>	<p>監査の指摘を踏まえ、監査終了後速やかに事務室内で情報共有を行った。</p> <p>今後は、担当者及び決裁者のそれぞれが歳出予算科目をよく確認する。</p> <p>また、大阪府財務規則等（地方自治法施行令第150条、大阪府財務規則第9条、第39条、第40条）の関係法令や会計事務マニュアル（会計事務マニュアル「支出事務の事例 節別の事例」、会計事務の手引き「支出負担行為の留意点」）などを確認し、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月15日）